

鮫川村道路占用料徴収条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）及び鮫川村道路占用料徴収条例（平成21年鮫川村条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、村長の管理する道路の占有について必要な事項を定める。

(占有許可申請)

第2条 法第32条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、村長の管理する道路の占有の許可を受けようとする者は、道路占有許可（新規・更新・変更）申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(許可事項の変更申請書)

第3条 法第32条第1項の規定により占有の許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）が同条第3項の規定による変更の許可を受けようとするときは、道路占有許可（新規・更新・変更）申請書を村長に提出しなければならない。この場合、占有の期間の延長に係るものについては、当該期間の満了前10日までに該当申請書を提出しなければならない。

2 村長は、必要があると認めた場合には、前項の許可について必要な図書を提出させることができる。

(権利の譲渡及び貸与)

第4条 道路占有者は、その権利義務を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、やむを得ない事情により村長の許可を受けたときは、この限りでない。この場合において、あらかじめ譲り受けようとする者又は借り受けようとする者と連署して、道路占有譲渡（貸与）許可申請書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(権利の継承)

第5条 道路占有者が死亡し、又は法人が合併によって解散した場合、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が当該権利義務を承継しようとするときは、道路占有承継許可申請書（様式第3号）を村長に提出し、その許可を受けなければならない。

(占有料の減免申請書)

第6条 占有料の減額又は免除を受けようとする者は、法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けた後、遅滞なく道路占有料減額（免除）申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

ならない。

(占用料の分納申請書)

第7条 条例第5条第2項の規定により占用料を分納しようとする者は、納入通知書により指定された納期限までに道路占用料分納申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(占用廃止届の提出)

第8条 道路占用者は、占用の期間が満了した場合又は占用を廃止した場合は、直ちに道路占用廃止届(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 道路占用者が死亡し、又は解散し当該権利義務を承継する者がいない場合は、その相続人又は清算人が前項に準じ占用の廃止があった旨を届出なければならない。

(原形回復)

第9条 前条により占用を廃止し、若しくは占用の許可を取り消された場合は、直ちに原形に回復し村長に届出てその検査を受けなければならない。

(住所氏名等変更)

第10条 道路占用者は、住所、氏名又は名称若しくは代表者を変更した場合は、直ちにその旨を村長に届出なければならない。ただし、第4条又は第5条の規定による場合若しくは町村合併による場合については、この限りでない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。